

令和4年度 教育委員会

(第10回定例会)

開催日 令和5年1月11日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和4年度 1 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年 1 月 11 日(水)午後 2 時 00 分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(1 月議事録：久保田委員、中島委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・報告第 7 号
令和 4 年笛吹市議会第 4 回定例会の報告について
 - ・議案第 6 号
笛吹市公民館条例の一部改正について
 - ・議案第 7 号
笛吹市指定文化財の指定について
 - ・議案第 8 号
笛吹市指定文化財の指定解除について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年 2 月 6 日(月)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第7号（1月）

令和4年笛吹市議会第4回定例会の
報告について

教育委員会

令和4年 笛吹市議会第4回定例会一般質問に関する質問及び回答

2 前島 敏彦 議員

1 史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡保存整備事業について

ア 保存活用計画の概要と策定状況は。

答弁

保存活用計画は、史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡が本来持つ歴史上、学術上の価値を将来に継承していくとともに、地域の資源として学習や憩いの場などに有効に活用していくための、基本的な方針を定めるものです。

計画の策定に向けて、令和4年8月に地元住民代表と学識経験者で構成する保存活用計画検討委員会を設置しました。これまでに委員会を2回開催し、計画の前半部分にあたる「史跡の現状分析」と「課題の抽出」を行っているところです。

イ 公有地化が国分寺、国分尼寺ともに80%を超えてきているが、公有化完了の見込みは。

答弁

令和3年度末において、国分寺跡では指定面積約46,300平方メートルのうち81パーセントにあたる約37,500平方メートル、国分尼寺跡では約30,500平方メートルのうち87パーセントにあたる約26,600平方メートルの公有地化が完了しています。残りの部分についても、早期の公有地化を進めていきます。

ウ 活用計画を経て、令和6年度に整備基本計画の策定を予定していると思うが、市としてどのような方向性の整備を考えているか。

答弁

甲斐国分寺跡、国分尼寺跡の特徴を活かした歴史学習の場として整備するエリアと、市民の憩いの場として活用するエリアが両立する計画を検討していきたいと考えます。

2 青楓美術館について

ア 運営協議会を開催して、移転に関して意見を聞いてきたと思うが、どのような意見が出されたか。

答弁

運営協議会では、「青楓美術館設立者である小池唯則(ただのり)氏の意思を尊重してほしい」、「一宮地区で市民が絵画作品を発表できる場所が無くなる」、「ハザードマップで浸水想定地域にある春日居郷土館で作品を保管することは不安だ」、「機能を移転する場合は青楓美術館の名前を残してほしい」などの意見が出されました。

イ 青楓美術館の設立者である小池唯則氏のご遺族に、市が春日居郷土館へ機能を移転させることについての説明をした経過は、またどのような意見を述べていたか。

答弁

小池唯則(ただのり)氏の御遺族である小池節子(のりこ)氏には、運営協議会の委員となっただいていますが、御高齢で協議会に出席できないため、代理人を通して機能を移転する考えを説明しています。

小池節子(のりこ)氏からは、美術館にある収蔵品などをよそに移さないでほしいとの意見をいただいています。

ウ 設立者の想いを考慮して、クラウドファンディングを活用し、資金を広く集め、建物の耐震化やバリアフリー化、また、施設の拡張などを行うこともひとつの選択肢と考えるが、市としての見解は。

答 弁

青楓美術館は、築 48 年と老朽化が進んでいるほか、接道が狭いなどの施設周辺の道路環境の課題もあるため、施設の改修などで課題解決を図ることは困難です。

市では、美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てほしいとの願いで青楓美術館を造った設立者の思いを踏まえ、収蔵作品を広く世に出していくとともに、より大勢の方に御覧いただくためには、施設の改修や拡張を行うのではなく、春日居郷土館への機能集約が適切であると考えています。

そのため、青楓美術館の建物の改修や拡張に向けたクラウドファンディングの活用は考えていません。

エ 来館者に、より興味を持ってもらえるような展示方法や、作品の魅力を伝えるガイドの育成など、美術品の展示に関する取り組みは行っているか

答 弁

青楓美術館では、来館者により興味を持ってもらえるよう、半年に一度、テーマに基づく展示作品の入れ替えを行っているほか、青楓作品の横に小学生による模写作品や鑑賞文を並べて展示しています。

また、ガイドの育成については、現在、文化財課の学芸員が、青楓作品を解説するガイドとしてギャラリートークを開催しており、これを重ねる中で、青楓作品に関する学芸員の知識を深めています。

オ 津田青楓作品以外で所有している美術品の現在の保管状況はどのようになっているのか。

答 弁

合併前の旧町村を含め、市に寄贈された津田青楓以外の作品は、大小合わせて 320 点あまりになります。

旧御坂町に寄贈された穴山勝堂や高野史(し)静(せい)の作品は、学びの杜みさかの空調設備を整えた保存庫に収蔵しています。

また、旧境川村に寄贈された桑原福(ふく)保(ほ)の作品のように、市の施設等に展示されているものもあります。

4 河野 正博 議員

1 笛吹市小学校学区について

ア 笛吹市の小学校の学区は、どのような経緯で現在の形になったのか。

答 弁

笛吹市の合併協定項目に、小中学校の通学区域と区域境の運用について示されており、通学区域については現行どおりとしていることから、合併後も旧町村の学区を引き継いでいます。

また、区域境については弾力的運用に努めるとしていることから、平成 18 年 9 月に笛吹市立小中学校通学区域検討委員会を設置して検討を重ね、平成 19 年 7 月、一部の地域について学校を選択できる調整区域とする答申を受け、現在に至っています。

イ 小学校の学区でスクールバスを利用している児童について、小学校毎のバス利用の児童数は。

答

スクールバスの利用児童数は、御坂西小学校で 133 人、御坂東小学校で 9 人、八代小学校で 97 人、境川小学校で 16 人です。

ウ 小学校の学区の中で、調整区とはどのようなものなのか、またその目的は。

答

調整区域とは、指定された学校以外の学校を選択できる区域のことです。通学距離などの課題の解消や学校規模の適正化など、地域の実情によって設定されています。

エ 調整区となっている行政区名と通学している小学校毎の児童数は。

答

小学校の調整区域となっている行政区は、御坂町成田区、一宮町塩田区県営一宮団地、境川町間門区です。

御坂町成田区では、御坂西小学校に 62 人、石和東小学校に 5 人が、一宮町塩田区県営一宮団地では、一宮南小学校に 3 人、一宮西小学校に 11 人が通学しています。

また、境川町間門区は、境川小学校と甲府市立中道北小学校との調整区域になっており、現在は、境川小学校にのみ 1 人が通学しています。

オ 25 人学級を見据える中、教室の不足の懸念は。

答

25 人学級は、県が進めている少人数教育制度で、令和 4 年度は小学校 1、2 年生を対象とし、1 学級の人数が 25 人を超えた場合に、各学校の状況に応じて、学級数を増やして学級数と同数の教員を配置する「25 人学級」と、学級数はそのまま教員を複数加配する「アクティブクラス」を選択することができる制度です。

なお、1 学年が 1 学級の場合は 25 人学級ではなく、「アクティブクラス」の適用となります。

そのため、25 人学級を選択した場合は、教室数が増え教室不足が懸念されますが、アクティブクラスを選択した場合は、教室数に変わりはありません。

カ 芦川小学校は小規模特認校の指定を受けているが、この小規模特認校とはどのようなものか。

答

小規模特認校は、学校を選択できる制度の 1 つで、小規模校の良さを活かして少人数で特色ある教育を実施するものです。

芦川小学校では、従来の通学区域は残したまま、通学区域に関係なく、市内に在住する児童の就学を認める形で実施しています。

キ 小規模特認校である芦川小学校の特色を生かした、インクルーシブ教育の拠点化は考えられないか、見解を。

答

インクルーシブ教育については、拠点化という考え方には寄らず、市内全ての小中学校で、障害の有無に関係なく、共に学ぶ教育活動を推進しています。

芦川小学校は、山間部の小規模校という良さを活かして、自然、歴史、文化など恵まれた環境の中で、少人数で特色ある教育活動に取り組んでいきたいと考えています。

ク 小学校間の児童数の差異解消、安全で有効な登下校方法、調整区や小規模特認校の活用、25人学級への的確な対応など、児童の成長を支える教育環境整備に向け、小学校の学区の再検討について所見を伺います。

答弁

小学校の学区の再検討については、小学校の適正規模化、学校統廃合、通学距離などの課題、地域からの要望等を総合的に判断して取り組むべきものと考えていますので、現時点では学区の再検討は考えていません。

2 小学校児童の学力向上について

ア 全国学力テストの目的と結果の判断基準は。

答弁

目的については、児童生徒の学力や学習状況を把握分析することで、教育施策の検証と改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。

結果の判断基準については、県は学校の平均正答率が全国平均正答率のプラス、マイナス5ポイント以内であれば、全国と同等の学力が身に付いていると示しています。

イ 令和3年度と令和4年度小学校全国学力試験について笛吹市小学校の結果は。

答弁

令和3年度の学力調査の結果については、国語は全国を下回り、算数は全国と同等となっています。

令和4年度は、国語、算数ともに全国と同等となっています。

ウ イの結果を踏まえ、成果と課題は。

答弁

成果については、言葉のはたらきや計算問題など、基礎的な学力は定着してきています。

一方で、読み取った情報をもとに、自分の考えを書く記述式の問題を解く力に課題が見られます。

エ ウの課題達成のための具体的施策は。

答弁

各学校では学力調査の結果を分析し、成果と課題を明らかにした上で、学力向上に向けた取組を実施しています。授業の中で自分の考えを書き、説明する活動を増やしたり、ICT機器を活用して学習意欲を高めながら課題解決の学習を進めたりするなど、各学校の実態に応じて取組を進めています。

オ 全ての教科の基礎として国語力（特に読解力）向上について。

答弁

国語は、教科の中で最も授業時数が多く、学習内容を理解する上で基盤となる教科であると認識しています。

インターネットやSNSの普及によって読書離れが進む中、児童の読解力の向上は極めて重要な課題です。

そこで、各小学校では文章に慣れ親しみ、語彙を豊かにするために読書活動を推進しています。

カ タブレットを用いた基礎学力向上の新たな取り組みについて。

答弁

本年度から、小学校4年生から6年生までに、新たに国語、算数、理科及び社会のデジタルドリルを導入しました。授業の振り返りや単元末の習熟度別学習等で、教科書に対応した問題を解き、一人一人の解答結果に応じて自動出題する機能を活用しながら、基礎学力の向上に努めています。

キ 優れた教育の提供が笛吹市の活性化に繋がると思うが、教育委員会の見解を。

答弁

優れた教育の提供は、学校教育への信頼となり、保護者や地域住民と連携した児童生徒の学びと育ちを支える活動に発展し、笛吹市の活性化につながっていくものと考えます。

ク 笛吹市学校教育ビジョンの教育方針「確かな学力の育成と学びを深める教育」実現の為、継続的にを行っている具体策について。

答弁

確かな学力の育成と学びを深める具体策として、学び合いを大切にした「主体的・対話的で深い学び」の授業実践、朝の活動時間等を活用した読書活動の推進、保護者と連携した家庭学習の習慣化や自主学習を推進しています。

また、きめ細かな指導を行うために市費負担講師や学校サポーター等の配置、ICT を活用した授業をより一層充実させるために、ICT 環境の整備や情報活用能力の育成に努めています。

5 神澤 敏美 議員

1 スポーツ振興を観光資源に

ア 現在、市には市長杯として冠の競技は何種目あるのか。

答弁

現在、市長杯を冠にした大会は、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ボーリング及びソフトテニスの5種目が開催されています。

イ その競技の各形態はどのような形式か。

答弁

市長杯を冠にした大会のうち、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール及びボーリングの4種目は、主催者として市スポーツ協会に所属する各競技の協会が、大会の準備を含め、全ての運営を行っています。

また、ソフトテニスについては、市ソフトテニス連盟が大会当日の運営を行い、公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団が開催に向けた準備と大会当日の運営補助に当たっています。

ウ 笛吹市長杯実年ソフトボール大会の実施について。

答弁

市長杯を冠にした実年ソフトボール大会の開催は、競技の普及だけでなく生涯スポーツの振興につながるものと考えます。また、県外チームを招待することで、笛吹市の観光振興にも寄与することが期待されます。

市では、これまでも笛吹市スポーツ推進計画にも定める「ささえる」視点で、各競技協会等による大会などの活動を支援してきました。ソフトボール大会についても、他の競技協会の大会と同様に、支援したいと考えます。

6 岡 由子 議員

2 学校プール民間活用モデル事業について

ア 児童や保護者からの評価は。

答弁

令和3年度に実施したモデル事業の児童へのアンケート調査では、「プール授業が楽しかった」「泳ぎがうまくなった」などの意見があり好評でした。

また、保護者からも「専門のインストラクターから指導を受けることができた」「雨の日もプール授業ができる」などの高い評価を得ています。

イ 指導する教師や学校からの評価は。

答弁

モデル事業終了後の教師へのアンケート調査の結果からは、「最初は不安や心配があったが、問題なく授業が実施できた」「水泳に特化した専門のインストラクターによる泳げない子への指導など、とても勉強になった」「熱中症の心配がなかった」などの評価を得ることができました。

ウ 市内には老朽化した小学校のプールが他にもあるとのことだが、子供の体力向上や教育の観点からも課題かと思います。今後、民間活用モデル事業やプールの統廃合等、事業拡大の予定は。

答弁

市内の学校プールの多くは、設置後 30 年以上経過し、老朽化が進んでおり、維持管理が課題となっています。

現在、モデル事業を検証し、民間プールの活用や複数校でのプールの共用化を含めた学校プールの在り方を検討しています。

エ 市内の民間事業所の屋内プールは 1 箇所のため、市内全小学校で民間屋内プールを活用することは、困難です。市外の屋内プール事業所の活用は。

答弁

現在、市内には民間プールが 1 か所しかないことから、笛吹市周辺の民間プールも活用の対象施設として検討しています。

議案第6号（1月）

笛吹市公民館条例の一部改正について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(令和 4 年 笛吹市条例第 98 号) 笛吹市公民館条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	御坂町公民館の位置を変更することに伴い、所要の改正を行う。
概要	令和 5 年 4 月 1 日から御坂町公民館の位置を変更することに伴い、公民館の位置を規定している別表を改正する。 御坂農村環境改善センター(御坂町栗合 374 番地) ↓ 学びの杜みさか(御坂町夏目原 744 番地)
経過	御坂農村環境改善センターは、建設から 40 年以上が経過し、建物が老朽化していることや未耐震の建物であることから、令和 5 年度に、隣接する御坂福祉センターの改修を行い、農村センターの機能を移転することになった。 その後、農村センターの施設は、解体し、跡地に学童保育室を建設することになっている。 このため、御坂町公民館については、社会教育法第 22 条の規定による公民館の事業を行うことに相応しい「学びの杜みさか」に令和 5 年 4 月 1 日から移すこととする。
関係 法令	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) 笛吹市公有財産管理規則(平成 16 年笛吹市規則第 50 号)
予算 措置	なし
その 他	なし

議案第 号

笛吹市公民館条例の一部改正について
笛吹市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市公民館条例の一部を改正する条例
笛吹市公民館条例(平成16年笛吹市条例第98号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「笛吹市御坂町栗合 374 番地」を「笛吹市御坂町夏目原 744 番地」
に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

御坂公民館の位置を変更することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市公民館条例(平成16年笛吹市条例第98号)新旧対照表

改正案				現行			
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)			
名称	位置	設置区域		名称	位置	設置区域	
笛吹市石和公民館	笛吹市石和町広瀬626番地1	石和地域の全域		笛吹市石和公民館	笛吹市石和町広瀬626番地1	石和地域の全域	
笛吹市御坂公民館	笛吹市御坂町夏目原744番地	御坂地域の全域		笛吹市御坂公民館	笛吹市御坂町栗合374番地	御坂地域の全域	
笛吹市一宮公民館	笛吹市一宮町末木921番地1	一宮地域の全域		笛吹市一宮公民館	笛吹市一宮町末木921番地1	一宮地域の全域	
笛吹市八代公民館	笛吹市八代町南527番地	八代地域の全域		笛吹市八代公民館	笛吹市八代町南527番地	八代地域の全域	
笛吹市境川公民館	笛吹市境川町三柵3番地	境川地域の全域		笛吹市境川公民館	笛吹市境川町三柵3番地	境川地域の全域	
笛吹市春日居公民館	笛吹市春日居町寺本155番地1	春日居地域の全域		笛吹市春日居公民館	笛吹市春日居町寺本155番地	春日居地域の全域	

議案第7号（1月）

笛吹市指定文化財の指定について

文化財課

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市文化財保護条例（平成 16 年 10 月 12 日笛吹市条例第 116 号）第 4 条の規定に基づき、美和神社文書（中世資料一括）を笛吹市文化財に指定したので、条例第 5 条の規定により次のように告示する。

令和 5 年 月 日

笛吹市教育委員会
教育長 望月 栄一

- 1 指定種別 有形文化財（古文書）
- 2 指定名称 美和神社（中世資料一括）
- 3 所在地 笛吹市御坂町二之宮 1450 - 1

笛教文第 528 号
令和 4 年 12 月 5 日

笛吹市教育委員会
教育長 望月栄一 様

笛吹市文化財保護審議会
会長 長澤 宏昌

笛吹市文化財の指定について（答申）

令和 4 年 3 月 8 日付け笛教文第 3-14 号にて諮問のありました「甲州二宮造立帳」の文化財指定について、笛吹市文化財保護審議会で 慎重審議した結果、笛吹市文化財指定基準第 1 の 4 の (1)（歴史上重要な古文書類）に該当する重要な資料であることが認められました。

美和神社には同基準に該当する歴史的に重要な中世古文書類が他にも 3 点残されており、それらを含めて文化財指定することによって歴史資料としての価値がより高くなります。そのため下記の 4 点を一括して「美和神社文書（中世資料一括）」として笛吹市の文化財として指定することが適当と認めますので、笛吹市文化財保護条例第 19 条第 1 項の規定によりここに答申します。

記

1 答申する文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 （古文書）	美和神社文書（中世資料一括） ①甲州二宮造立帳 ②武田勝頼制札 ③二宮祭礼帳 ④徳川家制札	4	山梨県笛吹市 御坂町二之宮 1450-1	美和神社 総代長 土屋茂 宮司 桃井一祝

2 特徴

①甲州二宮造立帳 永禄 8 年（1565）6 月

武田信玄の長男である義信らが連名して美和神社に寄進した奉賀帳である。武田義信は信玄と政治的に対立し、永禄 10 年（1567）に自害する。本資料は義信が信玄と対立するにあたり、自己の勢力を結集するために作成されたものとする見解が提示されている。武田信玄の生涯を知る上で重要な位置付けを有する。

②武田勝頼制札 天正 7 年（1579）6 月 24 日

美和神社内での禁止・命令事項を列挙した掲示札。武田勝頼によって出されたもので、美和神社が武田氏によって手厚く保護されていたことが窺い知れる。

③二之宮祭礼帳 天正 2～3 年（1574～5）頃

戦国期における美和神社の祭礼諸用途帳。当時の祭礼の実態について窺い知れる。

④徳川家制札 天正 14 年（1586）8 月 10 日

美和神社内での禁止・命令事項を列挙した掲示札。武田氏の後に甲斐国を領有した徳川家康によって出されたもの。美和神社が引き続き徳川氏によっても手厚く保護されていたことが窺い知れる。

3 所見

本資料を伝えた美和神社は甲斐国二之宮であり、戦国期には武田氏から崇敬されると共に、同家から手厚い保護を受けてきた。徳川氏が甲斐国を領有し、近世期に入ってから引き続き同社社領は保証され続けた。府中八幡神社への勤番が免除されるなど、甲斐国の神社の中でも特殊な地位を築いてきたのが美和神社である。

上記の歴史により、同社には中世期の資料4点が現存する他、県指定文化財「板絵著色三十六歌仙図」、同「朱札紅糸素懸威胴丸 佩楯付」など武田信玄・義信に関わる資料が存在する。このため、同社に伝わる①～④の資料を市指定文化財に一括指定し、一体的に保管することで、中世における同社及び武田家の歴史を知る上で貴重な手がかりを得ることが可能となる。

議案第8号（1月）

笛吹市指定文化財の指定解除について

文化財課

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市文化財保護条例（平成 16 年 10 月 12 日笛吹市条例第 116 号）第 6 条の規定により、下記のとおり文化財の指定を解除する。

令和 5 年 月 日

笛吹市教育委員会
教育長 望月 栄一

- 1 名称 清泉寺のキャラボク
- 2 理由 生育環境の変化により指定樹の老齢化が進み、主幹など多くの部分が枯れている。回復が見込めないため、指定文化財の価値を失ったものとして笛吹市文化財保護条例第 6 条第 1 項(指定の解除)に該当する。

笛教文第 530 号
令和 4 年 12 月 5 日

笛吹市教育委員会
教育長 望月栄一 様

笛吹市文化財保護審議会
会長 長澤 宏昌

笛吹市指定文化財（天然記念物）清泉寺のキャラボクの指定解除について
（答申）

令和 4 年 12 月 1 日付け笛教文第 483 号にて諮問のありましたこのことについて、笛吹市文化財保護審議会では慎重審議した結果、下記の理由により指定解除が妥当と判断されますので答申します。

記

理由

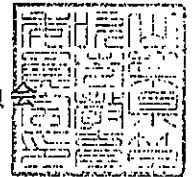
生育環境の変化により指定樹の老齢化が進み、主幹など多くの部分が枯れている。回復が見込めないため、指定文化財の価値を失ったものとして笛吹市文化財保護条例第 6 条第 1 項（指定の解除）に該当する。

笛教文第483号

令和4年12月2日

笛吹市文化財保護審議会会長 殿

笛吹市教育委員会



笛吹市指定文化財（天然記念物）清泉寺のキャラボクの指定解除について（諮問）

このことについて、所有者から滅失届がありましたので、笛吹市文化財保護条例第19条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問の理由

指定樹の老齢化により主幹など多くの部分が枯死しており、滅失届が所有者である清泉寺（笛吹市一宮町新巻506）から提出された。回復が見込めないため、文化財としての価値を失ったものとして指定の解除に該当するか諮問します。

添付資料

文化財滅失届（写し）